

令和2年5月15日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和2年5月15日
開会 11時20分 閉会 12時24分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子 副委員長 岡本眞利子
委員 石川康弘 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 小島智恵 若山和幸 荒貴賀 谷口和弥 中橋友子
澤村記者(勝毎) 佐藤記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 住民福祉部長 細澤正典
住民生活課長 谷口英将 国保医療係長 大澤孝介
保健課長 金田一宏美 介護保険係長 小川淳一
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容(別紙)
- 1 付託された議案の審査について
- (1) 議案第36号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例
- (2) 議案第39号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第40号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 2 その他

民生常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(開会 11:20)

○委員長(野原恵子) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

ここで諸般の報告をいたします。本委員会で審査中の陳情第1号、新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書につきましては、配布のとおり4月17日、陳情者から議長に取下げの申し出があった旨の通知がありましたので、報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

○委員長(野原恵子) これより議題の1、付託された議案の審査を行います。

議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例、(2)議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、(3)議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての審査であります。

審査の進め方について申し上げます。議案の説明をいただき、質疑の後、説明員に退席していただき、討論、採決を行いたいと思います。

審査に入ります前に、各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) それではまず、第1に議案第36号について審査をしていきたいと思っております。これより議事に入ります。それでは、本委員会に付託されました議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例について、理事者の説明を求めます。

○住民福祉部長(細澤正典) 議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの新規制定条例の内容につきましては、先ほど副町長から説明がございましたが、私から改めまして条例の概要につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。副町長の説明にございましたように、国は市区町村長等に対して、傷病手当金の支給について検討するよう通知がなされたところであります。北海道におきましても、道内の感染状況や後ほど、議案第41号でもご説明いたしますが、北海道後期高齢者医療制度で実施が決定されたことなどからも、全市町村での実施が望ましいとの考え方が示されたところでございます。本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることが重要であると考え、新たに条例を制定し傷病手当金の支給を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条は目的を定めております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として臨時の措置として国民健康保険法第58条第2項に規定する保険給付について、幕別町国民健康保険条例の特例を定めるものとして定めております。

第2条は保険給付の特例の内容を定めております。

第1項は給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染するなどして、労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から

起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給すると定めるものであります。この労務に服することができないとは、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあるとして、発熱等の風邪症状がみられる、強い怠さ、倦怠感や息苦しさ、呼吸困難があり、医療機関を受診して労務不能と認められた場合もしくは事業主において、確認証明いただいた場合を想定してございます。

第2項は、傷病手当金の計算方法を定めております。傷病手当金の額は、1日につき、直近3月間の平均給与日額の3分の2に相当する金額とするものであります。ただし、1日当たりの支給上限額につきましては、標準報酬月額等級の最高等級の報酬月額を用いて計算するとされており、その金額は30,887円となります。

2ページをお開きください。第3項は、支給期間は1年6月を超えないものと定めております。この傷病手当の運用につきましては、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となりますが、入院が継続する場合は、健康保険と同様に最長1年6月とするものであります。

第4項は、給与等を受けることができる場合の給与等との調整を、第5項は給与等を受けることをできない場合の給与等との調整を定めております。

この規定は給与等の全額または一部を受け取ることができる方が、その受けることができるはずであった給料等を何らかの事由で受けることができなくなったときの措置を規定したもので、このような場合には救済措置を講じなければ、被保険者の収入は途絶し、生活が困難な状態に陥ることになります。そこで傷病手当金の額までは補償しようとするものであります。

第6項は、前項の場合には事業所の事業主から徴収するものを定めております。

第3条は本条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める旨の委任規定であります。

附則についてであります。

第1項は、本条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用すると定めるものであります。第2項は、本条例は9月30日限りで失効するとしておりますが、支給を始める日が失効日以前である場合の支給については、失効日後においてもその効力を有すると定めております。

なお、この傷病手当金につきましては、全額、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととされております。

なお、この内容につきましては、4月27日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この制定案の諮問に可とする旨の答申をいただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより議案第36号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

内山委員。

○委員（内山美穂子） この傷病手当につきましては、国の緊急対策として、第2段として、財政措置が伴っているものでありまして、先ほどのご説明で3月10日の日に通知があったということだったのですけれども、附則のところですね、9月30日で効力を失効するってあるのですけれども、3月10日から今のこのコロナの情勢を見て、先行きはわからないのですけれども、その辺についての町の考え方、お聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） お答えいたします。国は今、委員おっしゃられたとおり、コロナの感染状況がまだ先行きが不透明ということで、一つの区切りとして9月30日までは全額財政措置をいたしますということで、市町村に対して、今回要請がなされたところであり、今後の状況によっては、国の財政措置も延長する場合がありますので、その場合は、所要の手続きをお願いしますという内容で要請がきておりますので、状況が延長される場合には、同じような対策を町としても取ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 一部関連するのですけれども、私もこの条例案、支給を始めた日、いわゆる1月1日から9月30日まで、起算して1年6月ということですから、この期間で、傷病手当が該当すれば、9月30日が過ぎても1年6月間は有効だという押さえでよろしいでしょうか。

それと、もう1点ですけれども、だいたい趣旨も理解いたしました。早い話が感染した場合あるいは疑われた場合、企業で補償されている部分については、それは企業でできない部分というか、差額が出た場合はこれで補うと。補完するものだという押さえでよろしいでしょうか。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、期間であります。基本的には連続して3日間お休みして、4日目から、お休みになってお仕事ができなくなるよという期間が1月1日から9月30日までであれば対象になります。症状によっては、それ以降も入院したりですとかいう状況がございますので、9月30日までにそういう状況であって、申請で決定をされていれば、最大1年6月までは傷病手当を支給しますよというものであります。

それと給与の調整の関係なのですけれども、基本的に様々な事業所さんがあると思います。感染症の疑いがあることによって、被用者の方がお休みになった場合、会社側は一切お給料を出しませんよという場合は町として3カ月直近の平均の金額で傷病手当を最大3分の2の上限として支給いたします。ただ、その間も事業所さんは休んだ間、一部の給料を支払われる場合は、傷病手当の差額で調整をさせていただくというものであります。以上であります。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために傷病手当を支給するという内容で、私も評価できると考えています。その上で、一つ質問なのですけれども、被用者にとどめず、農業者、自営業者、フリーランスの方を含め、全就労者を対象にはできないかなという質問です。国会の議論の中で厚生労働省は支給対象の拡大については、市町村長の判断で可能だと答弁もしています。個人事業主や専従者は新型コロナに感染した場合も安心して休める補償として傷病手当を支給するべきではないかと考えますが、検討された経過があれば教えてください。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今回、国から要請がございましたのは、健康保険法、いわゆる被保険者ですね。給与をもらっている方の健康保険法の制度にのっとって、市町村が傷病手当を支給する場合は、財政措置を行いますよというものであります。健康保険法の方でも、いわゆる給与をいただいている、雇われている方に対するものであります。今回、条例の題名でもあるのですけれども、あくまでもお仕事をされている方が、

感染症の疑いがある場合には休みやすい環境を整備できるようにという形で要請がなされたところであり、ご質問にありますように、フリーランスの方ですとか、個人事業主、この方に対する考え方はどうなのだとということになりますと、こちらは感染防止拡大の国民健康保険法ではなく、違う経済対策の方ですね、そういった状況があれば対応をしていきたいということで町としては考えて、国の要請どおりの形で、条例提案をさせていただいたところであり、以上です。

○委員長（野原恵子） そのほかにございませぬか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） なければ、議案第36号に対する質疑は以上で終了いたします。

次に議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。このたびの改正内容につきまして、先ほど副町長から改正条文等のご説明がございましたが、私からは改めまして、議案説明資料、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要に基づきまして、説明させていただきます。

議案説明資料の44ページをお開きいただきたいと思います。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から順に改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して、記載してございます。また、欄外の上段に記載してありますとおり、法とは地方税法、法施行令とは地方税法施行令、条例とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令でございます。

はじめに改正項目の1、国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額についてであります。改正の内容につきましては、（1）基礎課税額、いわゆる医療費の課税限度額を現行の61万円から63万円に改めるものであり、2万円を引き上げようとするものであります。（2）の後期高齢者支援金分にかかる課税限度額に変更はございません。（3）介護納付金分にかかる課税限度額は、現行の16万円から17万円に改めるものであり、1万円を引き上げようとするものであります。合計の課税限度額は現行の96万円から99万円に改めようとするものでございます。この課税限度額の改正に伴う影響につきましては、令和元年度の国保税課税ベースで試算したところ、（1）の基礎課税分で259世帯、約517万3千円、（3）の介護納付金分で162世帯、約156万円。合わせますと、約673万3千円の税収増になる見込みでございます。

次に改正項目の2、国民健康保険税の軽減判定所得基準についてでございますが、国民健康保険税における均等割額および平等額割を軽減する所得判定基準を見直すものでございます。軽減措置のうち、（1）7割軽減については、変更はございません。（2）5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき額を現行の28万円から28万5千円に引き上げようとするものであります。また、（3）2割軽減については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定において、被保険者の数に乘すべき額を現行の51万円から52万円に引き上げようとするものであります。いずれも軽減対象となる所得額が高くなることで、軽減対象者が増加、拡大することにつながる見直しを図ろうとするものでございます。これら、軽減判定所得の算定基準の改正に伴う影響といたしましては、令和2年3月末現在の被保険

者の状況を基に試算したところ、5割軽減については、均等割の対象者数が14人の増、平等割の対象世帯数が9世帯の増で軽減合計額は約41万6千円となる見込みであります。次に2割軽減については、均等割の対象者数が8人の増、平等割の対象世帯が4世帯の増で軽減合計額は約8万2千円となり、合計いたしますと均等割の対象者数が22人の増、平等割の対象世帯数が13世帯の増で、軽減合計額は約49万8千円の増加となる見込みであります。なお、この軽減措置に伴う国保税の減収分に対しましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源については、道が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

45ページになります。次に改正項目の3、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります。条例附則第9項の改正になります。地方税法附則第36条には、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例が規定されており、当該規定において引用している租税特別措置法の一部改正により、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されました。内容といたしましては、右端の摘要欄の記載のとおり、長期間にわたり利用されていない未利用土地や周辺土地の利用状況に比べて、利用の程度が低い低利用土地を譲渡した場合に譲渡益から100万円、100万円に満たない場合は当該譲渡所得を控除できるようになったものであり、国保税の計算の際には、控除した後の所得を用いるものであります。次に改正項目の4、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります。条例附則10項の改正になります。先ほどの附則第9項の改正に伴う読み替え規定に係る引用条項の整理であります。改正の内容につきましては、上記のとおりでございますが、4月27日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に関し、可とする旨の答申をいただいたところであり、以上で、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより議案第39号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 例年のことですので、理解をしないわけではないのですが、現在、管内の他市町村の状況、それと、もう一つはですね、昔からの応能応益の割合についてですね、ずっと見直しをしてきたのですけれども、今回、こういう見直しをすることによって、応能応益の割合、どのように変化していくのか。数字でお示しをいただきたい。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、管内の改正状況でありますけれども、各市町村に連絡をさせていただいたところ、国の地方税法施行令の改正のとおり遅くとも6月までには改正するというところで伺っております。十勝管内の市町村におきましては、国の地方税法施行令の改正どおり、限度額を改正するというところで伺っております。

もう一つの、応能応益の関係なのですけれども、従来から5割5割という形で考えているところなのですけれども、今、ご質問いただいた内容についてですね、数字を今持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。申し訳ございません。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 元々ね、金額が違う町村ありますよね。元々ベースが違うところありますよね。全部同じ金額ではありませんよね。そういうことを言っているのです。ですから、その数字を教えてください。

それと、応能応益ですけれども、限りなく近づけるということで、今日まできている

のだと思うのですけれども、今、これによってね、大きく動くということはないのだろうと思うのですけれども、これは後ほどでいいのですけれども、数字で資料としてお示しいただきたい。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 前段の内容につきましては管内同じ状況であるということでありまして。以上であります。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今回、同じだというのはいいのですけれども、元々金額違いますよね。管内全部同じ金額ではないですよね。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 管内の市町村は施行令の改正に伴って、同じように毎年改正していますので、限度額はどこの市町村も同じでございます。今現在は同じでございます。

○委員（千葉幹雄） 昔は確か、差があったと思うのですが、現在は各市町村、管内市町村とも同じ金額だという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） はい。そのとおりでございます。

○委員長（野原恵子） 限度額が同じだという押さえですね。平均になるとまた違ってくると思いますけれども。よろしいですか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 5点、質問します。一つは今回引き上げ対象となる世帯数の加入者全体の中での割合をお願いします。

2点目は、限度額の超過世帯、限度額を払うことになる世帯の中で所得が最小となる世帯の所得がいくらになるか。これは世帯人数によって、構成によって変わると思うのですけれども、単身世帯、夫婦2人世帯、40代の世帯主に39歳以下の妻と子供3人、この三つのパターンでそれぞれどれくらいの所得になるか。まあ、単身世帯では、確か1,100万円程度で限度額になるのですけれども、夫婦に子供3人だと、890万円とかそういう収入になるのではないかと思うのですが。正確な数を教えてほしいと思います。

3点目は、滞納者の中に限度額課税世帯があるかどうかお願いします。

4点目は、今回新たに5割軽減、2割軽減の対象となる世帯数を先ほど教えてもらったのですが、なぜ7割減の拡大が具体化されていないかです。

すいません。4点です。以上です。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、限度額に達する方の加入者の世帯の割合ということでありまして。今、3月末現在の被保険者の世帯数が3,704世帯でございます。先ほど、部長からもご説明いたしました限度額に達する世帯が259世帯でありますので、これを割り返しますと約7%。6.9%ですから、7%という形になります。

ご質問の2点目、限度額の最小の所得に達する方ですね。細かくということでありましたけれども、まあ、様々ちょっと年齢でお示ししていただいたのですけれども、そこまで試算をしているものがないのですが、例えば、今、お話ありましたように1世帯で1人の方がお給料をもらっている方は、限度額に達する収入が約1,100万円ほどになりま

す。例えば、4人家族であって、1人の方が所得、収入がある方。夫婦で働いている場合もあるのですけれども、そうすると色々変わってくるものですので、その場合の4人世帯であっても、1人だけ収入がある場合であっても同じく1,100万円程度と。収入ですね。という形で試算をしております。これが2点目のご質問であります。詳細については数字は把握しておりません。

3点目、限度額に達する方で滞納者がいるかということなのですからけれども、こういう方はいらっしゃいません。達している方はいないということでもあります。

最後、四つ目の7割軽減はなぜ据え置かれたのかということなのですからけれども、こちらは、軽減の割合なのですからけれども、提案説明にもありましたように社会経済の動向によって国で試算されているものであります。よって、今回、国の試算では、2割軽減、5割軽減の方の所得の割合が、所得の推計上、ある程度引き上げなければ、被用者の健康保険法の中身とですね、なるべく制度を同じようにしようという形で考えられているものでありまして、2割軽減、5割軽減につきましては、健康保険法の軽減を受けている方と同じような割合で足並みをそろえようというところで引き上げになっています。ただ、7割軽減につきましてはそれほど差がないという形で据え置かれているということで報告を受けております。以上であります。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 限度額が十勝管内の他の自治体と同じだということなのですからけれども、最高限度額に達する世帯の所得のラインでいうと他の自治体と同じかどうかということが疑問だなと思って調べてみたのですけれども、町の方ではそれは調べられていますか。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 結論から言うと、我々町で押さえておりません。各市町村で所得割の割合等が違っているものですので、そこまでは押さえておりません。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 平成30年度の資料しか手元になかったのですけれども、幕別町では30年では医療費の最高限度額58万円だったと思うのですが、先ほど私が例で出した40歳の夫と39歳の妻、子供3人の世帯では、年収890万円で最高限度額に達して保険料のトータルは、883,300円になっていました。同じ年、限度額が同じ更別町は同じ家族構成5人世帯の保険料は限度額には達しておらず、幕別は883,300円だったのですけれども、更別では527,280円であって、限度額に達するのは同じ家族構成でいて、年収1,700万円になったときなのです。そういった点も公平性ということではあれば、考慮する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（伊藤博明） 国民健康保険については、加入者の方の全体の所得がどのくらいあるかというのがベースになって、所得割の率が算定されます。ですから、例えば、農業者の方でも所得が多い方がたくさんいる、まあ更別村ですね。所得割の率が幕別より低いのですよ。ですから、それはそれぞれの自治体で持って所得割の率を算定している関係上、どうしてもそうならざるを得ないというのが実態であります。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） その点以外でも、先ほど答弁でもあったのですけれども、単身世帯では1,100万円、家族を持っている4人家族の方でも1,100万円で最高限度額に達する。その二つの世帯、収入は同じでも負担感が違うかと思うのですけれども、そういった点

の検討はされたのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） ご質問にありましたのは、世帯によって収入が同じで負担感がちょっと違うのではないかという趣旨だと思うのですが、今回の改正につきましては、あくまでも保険料の限度額の改正をするものでありますよということで、その前にお話がありましたような所得割ですとかそういったものの改正ではございませんので、制度のルールにのっとって限度額を上げさせていただいているものであります。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） ちょっと先ほどの答弁の意味がちょっとわからなかったのですが、再度お願いしたいのと、この限度額を引き上げて、応能負担の考え方は賛同できるのですが、限度額を引き上げることで、格差が増えていく可能性もあるのではないかなと先ほどのいろんなパターンを考えていくと思うのですが、そういった点について、もうちょっと踏み込んでいろんなパターンを考えて計画を立てていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。限度額だけそろえるということだけで良しとしていいのかどうかということです。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今、各市町村で保険料、保険税を決定しておりますけれども、平成30年からご存じのとおり、国民健康保険は北海道で広域化されております。平成29年に広域に関する北海道の運営方針というのが策定されて3年ごとに見直ししますということで、現状の方針の中では、保険料の関係については将来的には統一します程度の書き込みがされております。29年に作られているものですので、もう間もなく3年がたちます。この4月に道から、意見聴取がありまして、新たな今後3年間見直す方針の中に具体的な保険料の見直しの関係が盛り込まれているのですが、一つには限度額を統一しましょうというものです。もう一つには、今、資産割が入っている4方式とあと3方式取っている自治体が半々くらいあるのですが、これを全て3方式にしましょうと。その統一を、令和6年度までに統一を目指していきましょうという案が示されております。その後、令和12年になって、いわゆる後期高齢者の保険制度と同じように、どこの自治体で言っても、同じ所得であれば、同じ保険料にしますよという考え方が示されておりますので、そういった動向を見ながらですね、町村についても、今現状においては幕別町もですね、その制度にのっとって示されている施行令の改正に伴って、限度額の軽減措置をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 国や道のいろいろな考え方や計画もあるとは思いますが、やっぱり自治体のことは自治体で、その町民に対する影響をちゃんと考えた上で判断していく必要があるかなというふうに思うので、そういう計画を、良い方向に進む計画なのだったら良いのですが、ちょっと見えないなという感じがするので、今後のことなのですが、ぜひ、町民に与える影響だとか、そういう公平性だとかそういうこともよくいろんなパターン考えて検討していただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 先ほど、課長の方から申しましたとおり、全道的な統一に向けての動きがなされておりますので、今言われた酒井委員の話もございしますが、全体としてどういう方向に向かっていくのが良いかということ踏まえた中で、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） なければ、議案第39号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員が変わりますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に（3）議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から説明がございましたが、私からは今お配りいたしました資料、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の概要に基づきまして、説明させていただきます。本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から、改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載してございます。

はじめに改正項目の1、第1号被保険者に係る第1段階、第2段階及び第3段階の保険料年額についてでございます。（1）低所得者の介護保険料の軽減強化の内容であります。国は消費税を活用して、低所得者の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から第1段階の保険料率を0.5から0.05引き下げ、0.45とする軽減措置を講じております。さらに令和元年10月から消費税率が10%に引き上げることに先立ち、平成31年3月の介護保険法施行令の改正により令和元年度の介護保険料率について、第一段階から第三段階の低所得者に対する介護保険料の軽減強化が講じられたところであり、このたび、令和2年4月からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、本年3月に介護保険法施行令等のさらなる改正が行われ、この軽減措置の完全実施が図られることになりましたことから、本町においても同様に軽減措置の完全実施を行おうとするものであります。

①第1段階の保険料率は軽減強化前が0.45であり、軽減強化完全実施ゆえに0.15引き下げ、0.3となるものであります。昨年の幕別町総合介護条例の改正によりその2分の1である0.075を既に引き下げておりますので、今回の条例改正では、残りの0.075を引き下げようとするものであります。

同様に第2段階の保険料率は、軽減強化前0.65であり、軽減強化完全実施により0.25引き下げ、0.4となるものであります。昨年0.125引き下げておりますので、本条例改正では、残りの0.125を引き下げるものであります。

次に③第3段階の保険料率は軽減強化前0.75であり、軽減強化完全実施により0.05引き下げ、0.7となるものであります。昨年0.025を引き下げておりますので、本条例改正では残りの0.025を引き下げるものであります。

続きまして、（2）第1段階、第2段階及び第3段階の保険料率及び保険料年額をご覧いただきたいと思っております。第7期、介護保険事業計画における基準保険料月額、5,400円で、年額では64,800円です。第1段階の現行保険料は年額24,300円ですが、基準保険料年額64,800円に改正後の保険料率0.3を乗じ、100円未満を切り捨てた結果、保険料年額は19,400円となり、4,900円を軽減するものであります。この第1段階の保険料の改正に伴う軽減対象者数については、令和元年度の所得ベースでは1,547人と見込んでおります。次に第2段階の健康保険料は年額34,000円ですが、基準保険料年額に改正後の保険料率0.4を乗じ、100円未満を切り捨てた結果、保険料年額は25,900

円となり、8,100円を軽減するものであります。この第2段階の保険料の改正に伴う軽減対象者数については、先ほどと同様の計算をいたしますと923人と見込んでおります。次に第3段階の健康保険料は、年額46,900円であります。基準保険料年額に改正後の保険料率0.7を乗じ、100円未満を切り捨てた結果、保険料年額は45,300円となり、1,600円を軽減するものであります。この第3段階の保険料の改正に伴う軽減対象者数については、731人と見込んでおります。なお、本条例の改正に伴う第1段階から第3段階の保険料の軽減対象者数は、合計で、3,201人で本年3月31日現在の被保険者数8,621人に対し、37.1%の割合となります。軽減される介護保険料の合計額は約1,600万円となりますが、摘要欄に記載のとおり、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1の公費負担により、財源措置を行うものであります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、議案第40号に対する質疑をおこないません。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） なければ、議案第40号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方はどうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、（1）議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） この議案につきましては、コロナに感染した方々の所得を補償されない分を補完するという内容でありますので、私は結構な条例だというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにご意見ありませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私も今回、被用者のコロナ罹患者に限定して、傷病手当を支給するという内容ではありますけれども、国保の加入者に傷病手当を支給する道を一步開いたものとして、評価できると考え、賛成します。

○委員長（野原恵子） 賛成の意見が2人の委員から出ております。この議案に対しまして、異議がなければ討論を省略いたしまして、これより採決をいたします。

議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

- 委員長（野原恵子） 次に議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する各委員のご意見をお伺いいたします。
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） この議案につきましては、かかった医療費をどこに求めるかということでもあります。当然、払うものというのでしょうか。高いより安い方が良いのは当たり前なのですけれども、ただ、今言った仕組みの中で、ある程度、応能応益あるいは資産、所得あるいはまた平等、均等ということを考えてみると大きなそういう流れの中では、やむを得ないのかなと。もう一つ、各市町村が横並びですということであれば、致し方がないというふうに思っているところであります。
- 委員長（野原恵子） ほかにご意見ありませんか。
酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 高額所得者の負担を大きくして、中低所得者の軽減を図るという考え方とか、応能負担の考え方は私も賛同できます。
しかし、国保については、先ほどの説明、質問の中にもありましたように、同じ収入でも世帯の人数が多いほど高いとか、協会けんぽなどの加入者と比べると倍近い国保料になるとか国保税の金額になるとかというのは、構造的な問題があって、この最高限度額を引き上げることで、ずっと長年続けてきて、今この10年間でも28万円も引き上げになっているのですけれども、この点だけで、財政を何とかしようとする問題点の拡大とか、格差の拡大にもつながりかねないのではないかとというふうに危惧をします。国保の構造の問題があるということで、2014年から全国知事会も市長会も町村会も国に対して、この構造の問題を指摘し、国から交付金を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担にするっていうことも要求されています。なので、町としてもこの最高限度額をずっと引き上げ続けるっていうことで、問題解決を図るといのはちょっと問題があるのではないかと考え、反対します。
- 委員長（野原恵子） ほかにご意見ございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） 異議の声がありましたので、起立採決をいたします。
本件は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立多数）
- 委員長（野原恵子） 起立多数であります。したがって、本件は原案のとおり、可とすることに決定いたしました。
- 委員長（野原恵子） 次に議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する各委員のご意見をお伺いいたします。
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
（なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） ないようですね。それでは、異議がないようですので、議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） 異議なしとの声がありました。異議なしと認めます。
したがって、議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

○委員長（野原恵子）　ここで、各委員にお諮りいたします。議案第36号、議案第39号および議案第40号の審査に対する委員会報告については、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子）　異議がないということですので、そのようにさせていただきます。それでは、議題の2ですが、その他ですけれども、委員の皆さまから何かありましたら、発言をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子）　ないようですので、これで本日の案件は終了いたしました。会議を閉じます。

（閉会　12：24）